

## 子ども伝承活動ふるさと塾 出前講座・研修会 実施要項

令和6年4月  
山形県教育局  
生涯教育・学習振興課  
最上教育事務所

- 1 目的 (1) 地域で子どもたちへ地域文化の伝承を行っているふるさと塾活動賛同団体（以下団体とする）が、他団体との交流会・研修会を通して今後の団体活動の活性化を促す。  
(2) 団体・学校における文化伝承活動のレベルアップや団体が抱える課題を解決するために、講師を招聘して専門的な視点から指導・助言を受けることにより、技能の向上や活動内容の充実を図る。
- 2 主催 山形県教育委員会
- 3 主管 最上教育事務所
- 4 募集数 10団体程度（県全体で40団体程度）
- 5 対象 文化伝承活動に取り組んでいる学校や団体等  
(賛同団体に登録していない団体でも、出前講座を機会にふるさと塾活動賛同団体に新規登録すれば、実施可能とする。)
- 6 内容 学校が総合的な学習の時間やクラブ活動等で行う文化伝承活動に講師を招聘する場合、また、団体が地域との連携を強化する等の目的で講師を招聘する場合、その経費（講師謝金等）の全部または一部を県が負担する。  
(1) 学校に招聘する講師は団体に所属する地域人材を中心に選定する。  
(2) 講師謝金については予算の範囲内で支給する。  
・謝金の単価上限額 1時間 2,500円／1人  
・出前講座を開催する場合 1つの学校・団体あたりの上限額 20,000円  
なお、金額については実施回数や講師の人数等を考慮し、上記上限額の範囲内で各教育事務所が決定する。  
(3) 謝金及び旅費は所得税法第204条第1項第1号の税率を適用し、源泉徴収した金額を県が各教育事務所を通して講師へ直接支払う。講師が複数名の場合下記のいずれかの対応となる。  
①個人のそれぞれの口座に振込  
②代表者の口座に振込（代表者以外の講師は振込に係る委任状を提出する）  
(4) 出前講座や研修会は令和6年4月から令和7年3月までの実施を対象とする。  
(5) 開催時間は2時間を目安とする。ただし、団体の実情や要望に応じて柔軟に対応する。

- 7 手 続 き
- ※下図参照
- (1) 申請書（様式1）を最上級教育事務所社会教育課長あてに提出する。
  - (2) 申請書の内容を精査し、申請した学校・団体を経由して決定した講師に依頼書等の書類を送付する。申請した学校・団体には（決定通知）を送付する。
  - (3) 依頼された講師は申請した学校・団体を経由し、教育事務所に口座振込に係る書類等を提出する。
  - (4) 教育事務所は、講師または学校・団体から課題や活動の内容、活動の成果等を取りまとめ、実施報告書を実施後30日以内に作成する。
  - (5) 教育事務所は謝金等を講師へ支払う。
  - (6) 教育事務所は報告書を生涯教育・学習振興課へ提出する。

8 申請締切 令和6年5月31日（金）  
上記期日まで当該教育事務所に必着とします。申請状況によっては追加募集を行う場合があります。

- 9 その他
- (1) 申請の手続き等、詳細については地域の実態を考慮して決定します。
  - (2) より多くの団体・学校に本事業の活用を促すため、新規申し込みの団体・学校を優先いたします。
  - (3) ふるさと塾活動賛同団体に登録していない団体については、登録申請後に出前講座等の申請を行っていただきます。

